

【公売財産別紙】

1 売却区分番号	第 0312 - F01 号
2 見積価額（最低公売価格）	金 1,430,000円
3 公売保証金	金 150,000円
4 数量	1

5 財産の表示

5 - 1 基本情報

不動産の表示（登記簿の表示）

（土地の表示）

所 在	牧之原市東萩間字中原
地 番	2902 番 1
地 目	畑
地 積	703.00 m <sup>2</sup>

交通、最寄り駅など

- ・東名高速道路相良牧之原インターチェンジの北東方約 500m（直線距離）
- ・牧之原市自主運行バス萩間線大曲バス停の近接地
- ・富士山静岡空港の南西方約 4.8km（直線距離）
- ・JR金谷駅の南方約 6.6km（直線距離）
- ・牧之原市役所相良庁舎の北西方約 9.8 km（直線距離）

5 - 2 土地の情報

土地面積 703.00 m<sup>2</sup>(登記簿)

土地権利 所有権

土地持分 100/100

地目 畑

地積 703.00 m<sup>2</sup>

地勢など

- ・間口約 58m、最小角約 30°（底角）の三角形形状地である。
- ・北側で現況幅員約 10.5m舗装県道（菊川榛原線）に接面している。
- ・県道とほぼ等高に接面し、画地内は平坦である。
- ・前面県道には口径 150 mmの上水道管が敷設されている。
- ・茶樹上部は伐採されているが、下部は抜根されずに残されている。
- ・中部電力株式会社の電柱が対象地内に設置されている。
- ・現所有者に対し、店舗敷地とするための農地法第 5 条による転用許可済である。

- ・過去に第三者との間で賃貸契約がなされていたことが判明しているが、詳細及び現況は不明である。

#### 用途地域

- ・非線引都市計画区域
- ・用途地域指定無
- ・建蔽率 60%、容積率 200%
- ・非農用地（白地）

#### 供給処理施設

- ・上水道：大井上水道企業団（0547-46-4130）へお問い合わせください。
- ・電気：中部電力株式会社島田営業所（0120-977-522）へお問い合わせください。
- ・ガス：プロパンガス設置を要する。
- ・下水道：合併浄化槽の設置を要する。

#### 6 その他

公売参加にあたっては牧之原市農業委員会が交付する買受適格証明書が必要となります。買受適格証明書の申請については牧之原市農業委員会へお問合せください。

牧之原市農業委員会事務局（農林水産課内）  
〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地  
牧之原市役所 相良庁舎  
電話：0548-53-2618

#### 7 公売に関する注意事項等

公売は現況有姿により行うものであるため、次の事項を十分ご理解の上、ご入札ください。

- ・図面等は現況と異なる場合があります。また、写真等の枠線は目安であり、正確な境界ではありません。
- ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）、関係公簿及び関係規制等をご自身で確認して入札してください。
- ・対象物件の下見会は行いません。
- ・土地の境界については、買受人が隣地所有者と協議してください。
- ・牧之原市は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。公売財産の所有権移転後の問題解決は、すべて買受人の自己責任で行ってください。
- ・牧之原市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者または占有者等に対して明渡しを求める場合や、不動産内の残置物、樹木、動産等の処分、越境物の処理などについては買受人の責任において行ってください。
- ・土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。
- ・滞納税額が完納になった場合等、公売を中止することがあります。
- ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。また、不動産取得税、固定資産税が別途課税されます。

- ・上下水道、電気、ガス等の引き込み等に要する費用は買受人の負担となります。
- ・公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- ・財産の表示が複数物件の場合は、その財産は一括での売却となります。
- ・暴力団員等に該当しないことの陳述書等の提出が必要となります。

不動産公売の入札に参加を希望する方（法人である場合にはその代表者）は、国税徴収法第99条の2の規定に基づき、牧之原市に陳述書等を提出しなければ入札できません。

また、次のいずれかに該当する場合は、陳述書と併せて指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを提出してください。

- ・宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許
- ・債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の許可

以下余白